

## 新設商貿企業の増値税一般納税人認定要件を緩和！！

### 「新設商貿企業の増値税徴収管理関連問題に関する補充通知」について

国家税務総局は2004年12月1日付けで「新設商業貿易企業の増値税徴収管理関連問題に関する補充通知」(国税発明電[2004]62号)を交付し、本年7月1日に交付された「新設商業企業の増値税徴収管理強化に関する関連問題の緊急通知」(国税発明電[2004]37号)の規定を緩和いたしました。(なお、緊急通知については大野木マイツニュースレター8月号参照。)

### 【補充通知のポイント】

#### 1. 一般納税人資格認定の販売額条件の緩和

**緊急通知：実際販売額**      **補充通知：見込み販売額**

緊急通知において、「新設小規模商貿企業は1年間の実際販売額が180万人民元を超えた後に一般納税人資格認定申請が可能となり、認定後指導期間に入る事となっております。

今回の補充通知により以下の要件を満たす場合には、新設小規模商貿企業でも設立当初から一般納税人資格認定の申請ができると考えられます。

(要件)

- (1) 一定の経営規模を有すること
- (2) 固定的経営場所を有すること
- (3) 相応の経営管理人員を有すること
- (4) 貨物仕入販売契約または書面による意向があること
- (5) 明確な貨物仕入販売チャネルを有すること(貨物供給企業の証明)
- (6) 年間見込み販売額が180万人民元以上であること

#### 2. 輸出業務専従新設商貿卸売企業も一般納税人資格認定が可能に

新設小規模商貿企業のうち輸出業務のみを行う企業に対し、輸出税額還付問題を解決するため一般納税人資格認定について、以下の要件を満たせば一般納税人資格を付与されることができるとなりました。

(要件)

- (1) 主管税務機関の書類審査、法定代表人との面談及び実地検査を経て、企業設立の関連規定に合致していること
- (2) 売買契約または書面による意向があること
- (3) 明確な貨物仕入販売チャネルを有すること(貨物供給企業の証明)

また、新設小規模商貿企業が一般納税人資格認定申請を行うにあたり、「対外貿易経営者備案登記表」を提出する必要があるとされています。(なお、「対外貿易経営者備案登記表」については大野木マイツニュースター 9月号参照。)

### 3. 新設大中規模商貿企業に対する指導期一般納税人管理の省略

緊急通知において、「登録資本金 500 万人民元以上で人員が 50 人以上の新設大中規模商貿企業は一般納税人資格認定申請を提出した場合、一般納税人として認定を受け、直接指導期間に入り、指導期一般納税人管理をうける」こととされていました。

今回の補充通知において、上記新設大中規模商貿企業は一般納税人資格認定申請を提出している場合、主管税務機関の書類審査・面談・実地調査確認等を経て、諸条件に合致していると認められる場合、**指導期一般納税人管理を行わず、直接一般納税人として認定することができる**とされました。

### 4. 新設工業企業の増値税一般納税人資格認定要件について

新設工業企業の増値税一般納税人資格認定に際し、「必要な工場建物・機械設備及び生産人員を有しているか否か、一般納税人財務計算条件を具備しているか否か」も確認されることとなりました。

### 5. 指導期一般納税人の増値税専用発票の追加購入について

指導期一般納税人が増値税専用発票を追加購入する場合、先に税金を前払することが明記されました。

納税人はすでに購入し発行している専用発票上に明記されている販売額に対し 4 % の税額を主管税務機関に事前納付すると同時に、すでに購入し発行している専用発票につき明細書を自ら作成し、発行済み専用発票の記帳聯のコピーを併せて提出し、税務機関の検査を受けた後、継続的に増値税専用発票を購入することができるかとされています。

緊急通知発令後、新設小規模商貿企業にとって一般納税人資格認定について大きな懸案事項となっておりましたが、今回の補充通知による条件緩和措置により、**規定上はほとんどの外資商貿企業が設立当初から一般納税人認定を受けることができる可能性がでてきました。**

補充通知発令後、天津市内のいくつかの税務局に確認したところ、まだ現場までは当該補充通知について行き届いていないように見受けられておりましたが、先週末時点では各税務局に正式に通達されたようです。

補充通知の運用状況について現在も調査中です。より詳細な情報が確認でき次第、引き続きニュースターにて皆様にお伝えしていきたいと思っております。

(完)